平成２３年（フ）第１８０号
新潟県新発田市宮古木1281番地
債務者　長谷川幸一
1　決定年月日時　平成24年２月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第１９０号
新潟県胎内市黒川1066番地21
債務者　八巻　早苗
1　決定年月日時　平成24年２月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第７号
新潟県新発田市新栄町２丁目11番13号　アクシス８―207
債務者　王　　敦勇
1　決定年月日時　平成24年２月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第８号
新潟県村上市羽黒口11番12号
債務者　髙橋　　寿
1　決定年月日時　平成24年２月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第１０号
新潟県新発田市中田町１丁目６番13号
債務者　番場　松枝
1　決定年月日時　平成24年２月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第５号
新潟県上越市寺町１丁目12番10号
債務者　山﨑　　正
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２３年（フ）第３０６号
豊橋市新栄町字鳥畷109番地２　207、従前の住所愛知県豊橋市多米西町２丁目10―11
債務者　鈴木由佳利
1　決定年月日時　平成24年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１１２号
福岡県築上郡築上町大字宇留津280番地１
債務者　塩田　康秀
1　決定年月日時　平成24年２月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２４年（フ）第７号
宮城県大崎市古川中里５丁目５番43号　シティ中里Ｇ号
債務者　佐々木幸司
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第１号
石川県珠洲市蛸島町１部２番地277、従前の住所埼玉県大里郡寄居町大字寄居1197番地１レオパレスくれはＢ―102
債務者　塩井さち子
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
金沢地方裁判所輪島支部

平成２４年（フ）第９号
北海道小樽市塩谷４丁目72番地　せせらぎ寮、前住所北海道小樽市花園４丁目２番15号中居荘
債務者　木村　　強
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第１５号
仙台市宮城野区五輪２丁目13番26―206号
債務者　藤田　一巳
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１６号
宮城県岩沼市桜１丁目５番27―102号
債務者　鈴木　一雄
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１７号
宮城県岩沼市桜１丁目５番27―102号
債務者　鈴木　玲子
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２８号
仙台市若林区河原町２丁目11番29号　エコールＦ103
債務者　高橋　千鶴
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第７号
山形県西置賜郡飯豊町大字中180番地
債務者　嶋貫　敏治
1　決定年月日時　平成24年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第３１９号
茨城県つくばみらい市山王新田1428番地６
債務者　大串　　修
1　決定年月日時　平成24年２月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係